

# 児童虐待防止のために

虐待かも、と思ったらすぐに児童相談所か警察へお電話をください。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

警察へは緊急の場合は 110

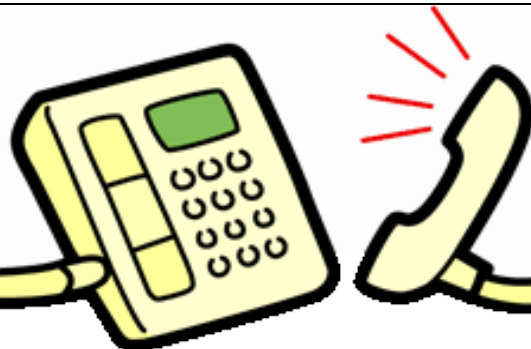
緊急ではない場合は最寄りの警察署へご連絡ください。

西条署 0897-56-0110



児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など



11月は児童虐待防止推進月間です。